

**行政書士による遺言・相続
無料相談会**

日 5月19日(土)午後1時30分
～4時

所 じばさん但馬(大磯町)

相談内容 遺言、相続

問 兵庫県行政書士会但馬支部

☎ 0796-9410606

司法書士による

相続・登記・多重債務・
消費者問題・成年後見等
市民生活無料相談会

日 5月19日(土)午後1時～4
時 ※予約制

所 市民会館 中会議室(立野町)

申 問 兵庫県司法書士会但馬支
部

☎ 079-676-3368

**弁護士・精神保健福祉士の
夜間法律相談**

日 5月13日・27日、6月10日・
24日、7月8日・22日、8月
12日・26日、9月9日・23日、
10月14日・28日、11月11日・
25日、12月9日・23日、平成
25年1月13日・27日、2月10
日・24日、3月10日・24日
いずれも日曜日午後5時～
9時

相談内容 多重債務、生活保護、
解雇、家庭の問題
など



相談電話番号

☎ 078-341-9600
(相談日のみの特設電話)

問 兵庫県弁護士会

☎ 078-341-7061

試験



**平成24年度調理師および
製菓衛生師試験**

試験日 7月8日(日)午後1時
～3時

願書受付期間 5月7日(月)～
14日(月)

※土・日曜日を除く

願書配布場所 豊岡健康福祉事
務所(幸町)

※試験場所など、詳細は問い
合わせ

申 問 豊岡健康福祉事務所

☎ 26-3664

制度



金利を下げました!

「豊岡市勤労者住宅融資制度」
を利用して下さい

対次の全てに該当する方

- ・市内に居住または転入しよ
うとする方で、同一事業所
に1年以上勤務している方
- ・市内に自己の住宅を建築、
購入、増改築しようとする
方
- ・融資金の返
済能力を有
する方
- ・20歳以上の
方で、完済時の年齢が70歳
以下の方
- ・市税を滞納していない方



資金使途 自己が居住するため
の住宅の建築・購入・増改
築資金

※住宅の全部または一部が営
利の目的に使用されないこ
と

※土地のみの購入の場合は融
資を受けられない

融資限度額 2千万円

融資期間 30年以内

融資利率 固定金利型年1.9
0パーセント

償還方法 元利均等償還

担保 不動産または有価証券に
第一位の抵当権を設定

申期 平成25年3月29日(金)

※融資限度予定額に達し次第
締め切り

他 取扱金融機関の保証料およ
び取扱手数料が別途必要

申 近畿労働金庫但馬支店

☎ 23-4131

問 経済課経済係

☎ 23-4480

新たな「児童手当」制度

4月1日から、新たな「児
童手当」制度が始まりました。
支給対象児童は、今までの
「子ども手当」と同様に、中学
校修了前までで、支給金額も
変更ありません。

また、6月分の手当から所
得制限が設定され、所得超過
の方には児童1人当たり5千
円が支給されます。

なお、今回改めて申請する
必要はありませんが、6月1
日現在の状況を確認するため
の現況届を、6月上旬に送付
予定ですので、提出をお願い
します。

公務員の方は、勤務先で手
続きしてくだ
さい。父母の
どちらかが公
務員の場合は、
二重受給にな
らないように必ず職場で相談
してください。



詳細は、今後の市広報紙などでお知らせします。

対中学校修了前までの児童

支給日 6・10月・平成25年2月の各15日

支給資格者 父母などで児童の生計を維持している程度の高い方

支給月額(対象児童1人当たり)

		支給月額	
		所得制限額未満	所得制限額以上
対象者		15,000円	5,000円
3歳未満		10,000円	
3歳以上～小学生	第1・2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

所得制限限度額

扶養親族の人数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※「子ども手当」は、経過措置

が延長され、今年9月30日

までに受け付けたもの限り、平成23年10月分から平成24年3月分までさかのぼって支給できます。期限を過ぎると、支給できませんので注意してください。

※「子ども手当」の認定を受けていない方は、「児童手当」の現況届が届きませので、窓口ご連絡してください。

問 市民課市民係

☎ 21-9015 または各総合支所市民福祉課

その他

改正育児・介護休業法が全面施行されます

男女共に、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、平成21年に「育児・介護休業法」が改正されました。

これまでの適用が猶予されていた次の制度について、7月1日から、従業員数が100人以下の事業主にも適用されます。



○短時間勤務制度：事業主は、

3歳に満たない子を養育する従業員が希望すれば利用できる、1日の所定労働時間を6時間(5時間45分から6時間まで)とする短時間勤務制度を設けなければならぬ。

○所定外労働の制限：事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

○介護休暇：要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う従業員は、事業主に申し出ること、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができる。

※詳細は、次の厚生労働省ホームページを参照
<http://www.mhlw.go.jp/>

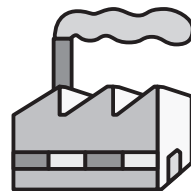
問 兵庫労働局雇用均等室
☎ 078-367-0820
F 078-367-3854

工場立地法の届け出先が市になりました

4月1日から、工場立地法に関する事務取扱いが市に移

譲されました。

これに伴い、工場立地法に基づく届け、工業立地の適正化に関する条例(兵庫県条例)に基づく届けは、市に届け出ることになりました。



◆工場の新増設に関する届け出

一定規模以上の敷地に設置する工場は、所定の届け出が必要です。

対 工場立地法に基づく届け出
：敷地面積9千平方メートル以上または建築面積3千平方メートル以上の工場
・工業立地の適正化に関する条例に基づく届け出：敷地面積千平方メートル以上9千平方メートル未満の工場

届出時期 造成の開始または工場の建設工事開始の原則90日以上前(短縮可能)

※届出内容、提出様式など、詳細は問い合わせ

届出問 企業誘致課
☎ 21-9002